

助成事業に関連する法令

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（機構の目的）

第三条 （略）

- 2 機構は、前項に規定するもののほか、文部科学大臣が定める第十六条の二第一項に規定する基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十六条 （略）

- 2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 次条第一項に規定する基本指針に基づき、大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、同条第二項第一号に規定する分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）を交付すること。
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（助成業務の実施に関する基本指針）

第十六条の二 文部科学大臣は、前条第二項第一号に掲げる業務（次条第一項及び第二項において「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野
 - 二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項
 - 三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項
- 3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、その基本指針を公表しなければならない。

(助成業務の実施に関する方針)

第十六条の三 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下この条において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 実施方針には、助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法、助成金の交付の方法その他助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、実施方針の内容が基本指針に適合するときは、認可するものとする。
- 4 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(基金)

第十六条の四 機構は、第十六条第二項に規定する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 前項の基金（以下この条及び第二十七条第三号において「基金」という。）の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しな

ければならない。

- 一 第十六条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 助成業務等
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金及び同条第二項第一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 基本指針を定め、又は変更しようとするとき。
- 二・三 （略）

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号） （抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。